

平成31年度研究成果公開促進費の公募等に関するQ & A

この『Q & A』は、研究成果公開促進費の公募等に関して、皆様から寄せられる質問の一部を取りまとめ、それに対する説明を簡単にまとめたものです。

なお、理解を深めていただくことに主眼をおいているため、説明は可能な限り簡単に作成しております。

疑問点等が生じた場合は、公募要領等の関係書類を確認し、必要に応じて、公募要領に記載している問い合わせ先へ確認を行ってください。

目次

各種目共通事項	1
研究成果公開発表	2
国際情報発信強化	2
学術図書	6
データベース	7

【各種目共通事項】

Q1 公募要領及び計画調書等応募書類の入手方法を教えて欲しいのですが。

A 研究成果公開促進費の平成31年度公募に関する書類の入手については、**日本学術振興会の科学研究費助成事業のホームページ**において、公募要領及び書き込みが可能な計画調書（添付ファイル項目）等のファイルを掲載しておりますので、ダウンロードしてご活用ください。

日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

Q2 他の種目との「重複応募制限」はありますか。

A 研究成果公開促進費の重複制限は公募要領（公募要領13頁～25頁参照）の通りです。なお、学術図書やデータベースに応募する場合も、文部科学省の公募する研究種目及び基盤研究等との重複応募制限はありません。

Q3 計画調書を作成するための科研費電子申請システムの操作方法は何を確認すれば良いですか。

A 「研究成果公開促進費応募者向け操作手引」及び「研究成果公開促進費の応募に係る科研費電子申請システムに関するFAQ」をご確認ください。

Q4 計画調書の提出後に、応募者となっている当会の会長が交替することが既に決定している場合、応募者はどちらにすべきでしょうか。

A 応募時点（計画調書等応募書類の提出時）において、応募代表者となるべき者の氏名により応募を行ってください。本ケースの場合は、交替前の会長（現会長）が応募者となり

ます。

【研究成果公開発表】

Q5 研究成果公開発表(C)の招へい旅費について、講演のために外国在住の日本人を招へいした場合にも計上できるのでしょうか。

A 国籍を問わず、海外から演者を招へいした場合には計上可能です。

Q6 研究成果公開発表(B)の計画調書「過去3年間に実施した青少年・社会人対象のシンポジウム・学術講演会開催状況」について、支部で実施する講演会を応募する場合は支部としての実績を書くのでしょうか。

A 支部としての実績を書いてください。

【国際情報発信強化】

Q7 「国際情報発信強化」はどのような種目でしょうか。

A 文部科学省に設置されている科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会学術情報基盤作業部会等における審議において、学術刊行物の電子化の進展とともに、国際競争力の高い学術刊行物の育成が急務とされており、研究成果発表の国際情報発信力を強化すること、オープンアクセスジャーナルの育成を推進することを目的として平成25年度から公募を開始し、国際情報発信強化のための事業計画（取組）に係る経費について幅広く助成を行うこととしました。

Q8 「国際情報発信強化」の応募対象となる「取組」とは、どのような取組を指すのですか。

A 学術刊行物の国際情報発信力を強化するための取組で、例えば、既に紙媒体で刊行している学術刊行物を電子ジャーナル化したり、電子ジャーナルである刊行物をオープンアクセス化したりする他、単独の学術団体等だけではなく、複数の学術団体等で協力体制をとり、海外のジャーナルに対抗できるようなジャーナルを刊行するなど、これまで行ってきた刊行形態（取組）を更に国際情報発信力を強化するため、これまで行っていない新たな取組を対象とするものです。

過去に採択された取組を継続で行うことはできず、取組の対象となる学術刊行物は同じでも過去の取組では行っていない全く新たな取組を行う場合のみ、再度応募することができます。

Q9 紙媒体の学術刊行物でも応募することはできるのでしょうか。

A 紙媒体の学術刊行物を刊行する場合でも応募することは可能ですが、国際情報発信力を強化するための新たな取組として応募する必要があります。

Q10 複数の学術団体等の協力体制について、具体例としてどのようなものがあるのでしょうか。

A 例えば、研究分野の近い複数の学術団体等で協力体制をとり、これらの分野を統合し

た新たな学術刊行物を刊行するものや、分野を横断して複数の学術団体等による査読システムを新たに構築するなど単独の学術団体等では困難だったものを、協力体制をとることによって実現可能なものとするような取組が挙げられます。

Q11 複数の学術団体等で協力体制をとって国際情報発信力を強化する取組とありますが、海外の学会と協力して行う取組も応募ができるのでしょうか。

A 複数の学術団体等で協力体制をとる場合に、海外の学会にも協力してもらう体制をとって応募することは可能です。ただし、研究成果公開促進費の目的・性格にあるように、我が国の学術の振興と普及に資するものであるため、応募の主体となる複数の学術団体等から成る連合体の所在地は日本国内にあるものに限りです。

Q12 「応募総額」とありますが、どのような額でしょうか。

A 「応募総額」とは5年間の助成期間全体での応募額となります。よって、各年度の単年度毎の応募額ではありませんので、ご注意ください。
また、この応募総額によって応募できる区分が異なってきます。
「国際情報発信強化（A）」及び「オープンアクセス刊行支援」は5年間の助成期間全体で2,000万円以上の応募額となるもので、「国際情報発信強化（B）」は5年間の助成期間全体で100万円以上2,000万円未満の応募額となります。

Q13 オープンアクセス化を一部盛り込んだ取組を「国際情報発信強化（B）」として応募することはできるでしょうか。

A オープンアクセス化を含む取組を「国際情報発信強化（A）」または「国際情報発信強化（B）」として応募することは可能です。この場合、助成期間全体の応募総額が100万円以上2,000万円未満であれば「国際情報発信強化（B）」で応募することとなります。
なお、オープンアクセス刊行支援の区分に応募する場合は、新たにオープンアクセス刊行を行うものに対するスタートアップ支援をするものです。よって、平成31年度応募の対象となるものは、公募要領に記載しているように、平成29年9月～平成33年10月末頃までに、オープンアクセス刊行するものを対象としています。

Q14 種別Ⅱは「種別Ⅰ以外の学術刊行物に関する情報発信力強化の取組」とありますが、具体的にはどういった取組でしょうか。

A 種別Ⅰは「掲載する内容がすべて英文の学術刊行物」としており、英文率100%の学術刊行物に関する取組を指します。よって、種別Ⅱは英文率100%未満の学術刊行物に関する取組となります。この種別Ⅱは、原則として人文・社会科学領域における取組を対象とし、和文の原著論文の全てについて、英文の研究抄録又は翻訳を有するものとしています。
なお、外国語は英文を基本としますが、英文以外の外国語を用いる学術刊行物でも応募は可能です。英文以外の外国語の場合は、その外国語を用いる理由を計画調書に記載する必要があります。

Q15 応募対象経費は「国際情報発信力の強化を行うための取組に必要な経費」とありますが、対象経費として計上する際に留意する点は何でしょうか。

A これまで行っていない新たな取組に必要となる経費であること、取組の実施と直接関係のない学術団体そのものの経常的運営経費や既存の刊行事業に係る経費等は要求できないことに留意する必要があります。

Q16 経常経費に学会誌の発行が含まれているのであれば国際情報発信強化で学会誌の刊行費は支出できないのでしょうか。

A 国際情報発信力を強化する取組に使用するために必要な学会誌の発行費用については、補助金より支出できますが、学会員への配布用といった当該取組とは関係ない目的の発行費用については補助金より支出できません。

Q17 対象となる経費の具体例について、記入要領には旅費として編集委員会開催に係る旅費と記載されているが、これに限定されているということでしょうか。

A 記入要領には具体例として記載されています。国際情報発信力を強化する取組に必要とされる旅費（国際会議・シンポジウムでブース出展等）であれば、用途を限定していませんので、取組を実施する上で必要な費用を計上してください。

Q18 助成期間は「5年間」とありますが、1～4年間で応募できるのでしょうか。

A 5年間以外での応募はできません。

Q19 助成期間について、「単年として採択することがあります。」となっていますが、何故でしょうか。

A 「国際情報発信強化」は助成期間を5年間としておりますが、例えば、応募された取組の内容は採択に値するが、他の取組と比較して5年間の計画として内約を与えるには優先度が低いものについては、単年で採択の上、翌年度に改めて応募いただき審査を行うこととしています。

Q20 「国際情報発信強化」において交付決定額が減額するようなことはありますか。

A 中間評価の結果によっては助成額の見直し又は助成を中止する場合があります。

Q21 国際情報発信強化の対象について、電子化することを前面に押し出した方が優先的に採択されるということでしょうか。また、どのような課題が採択されたのか、実績は公開されているのでしょうか。

A 電子化を全面に押し出した方が優先的に採択されるということはありません。国際情報発信力を強化するための、新たな取組内容について、総合的に審査を行います。
なお、これまでの採択一覧は、「日本学術振興会 科学研究費助成事業 研究成果公開促進費」のホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

研究成果公開促進費ホームページ「採択一覧」

http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/13_seika/index.html#seika

Q22 英語の取組しか評価されないのでしょうか。

A 日本語等の英語を使用しない学術刊行物を用いて国際情報発信強化する意義等について記載してください。提出された応募書類に基づき、国際情報発信強化の適切性、妥当性等について審査を行います。

なお、これまでの採択一覧は、「日本学術振興会 科学研究費助成事業 研究成果公開促進費」のホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

Q23 今回応募して不採択となった場合は翌年度に再度応募することは可能でしょうか。

A 今回不採択となった場合でも、翌年度に再度応募することは可能です。なお、翌年度応募する際は、助成期間5年間の計画として応募してください。4年間での応募はできませんのでご注意ください。

Q24 著作権ポリシーとは具体的にどのようなものでしょうか。

A 刊行したジャーナルに掲載された論文について、他の媒体により公開する場合（著者の所属機関の機関リポジトリに登載する、又は、著者自身が HP などに掲載することなど）に、学協会等が定める方針や条件のことです。公開する場所、時期、論文の版などによる定めが想定されます。ジャーナルの著作権ポリシーを登録したデータベースがありますのでご参照下さい。

「学協会著作権ポリシーデータベース」

<http://scpi.tulips.tsukuba.ac.jp/>

Q25 「国際情報発信強化」の著作権に関するルールとは、図書館リポジトリに関するルールのようなイメージで良いのでしょうか。

A 図書館リポジトリに論文の掲載を認める場合のルールと同様です。詳細については、「学協会著作権ポリシーデータベース」でご確認ください。

Q26 現在は複数の学術刊行物として個別に刊行しているが、3年後に1つの学術刊行物に統合する予定の場合、計画調書にどのように記載すれば良いのでしょうか。

A 取組名称、学術刊行物の名称は、最終的に達成する内容を記載していただくものなので、統合した時の名称を記載することになります。現時点での複数の学術刊行物については、計画調書「3 国際情報発信強化の取組の実施計画・方法」欄に記載することとなります。

なお、3年目に中間評価を実施するため、3年目までに統合するといった目標設定が望まれますが、3年目に提出いただく予定の事業の進捗状況に関する書類に、統合が未達成であった場合、評価に影響が出ることが考えられます。

Q27 複数の学術刊行物に関して1つの取組として応募する場合、計画調書に全ての学術刊行物の名称を記載できないが、どのようにすれば良いのでしょうか。

- A 複数の学術刊行物を用いた取組について、全ての学術刊行物を記載できない場合は、代表的な学術刊行物について記載できる分を記載し、記載しきれない学術刊行物については「その他〇〇誌」と学術刊行物の数を記載してください。
詳細は、計画調書の「3 国際情報発信強化の取組の実施計画・方法」の欄に記載してください。

Q28 今年度、5年計画のうち1年のみ採択された場合、次年度は新規申請で応募すると思われませんが、初年度応募時の2年目以降の内容を盛り込んで計画調書を作成してもよいのでしょうか。それとも、内容は新規に考えなければならないのでしょうか。

- A 1年のみ採択された内容と異なる新たな取組であればどちらでも応募可能です。いずれの場合も5年間の計画を記載してください。

Q29 当該取組に係る学術刊行物の電子化状況のアクセス数というのは、どこにアクセスされた場合の数字を記載すればよいのでしょうか。

- A 学会等のホームページの論文掲載ページへのアクセス数を記載してください。また、J-stage上でも公開している場合は、合算してください。

【学術図書】

Q30 故人の著書を翻訳して刊行したいと考えているが、申請は可能でしょうか。

- A 著作権上問題がなく、応募者が著作権者であるという公募要領の条件を満たしているのであれば、申請は可能です。

Q31 既に外国語で出版した本について、日本語で出版したいのですが、申請は可能でしょうか。

- A 可能です。ただし、翻訳・校閲経費は日本語で書かれた原稿を外国語に訳す場合を対象としており、外国語の原稿を日本語に訳す際の翻訳・校閲経費は補助対象外となります。

Q32 海外の出版社から見積書を徴取する場合、書式は日本語で提出しなければならないのでしょうか。また、円建てでないといけないのでしょうか。

- A 本会所定の様式の見積書の徴収が困難な場合は、必要な項目について別途見積書（所定の様式に定める必要項目の記載が無い場合は内訳書等で補足する）を徴した上で、応募者が所定の様式に日本円に換算して記載してください。提出する際には、別途徴した見積書及び円換算した元となる為替レートの資料を添付してください。

Q33 見積書を複数の業者から徴取することとなっていますが、見積書上にその旨記載する必要があるのでしょうか。

- A 必要ありません。複数社（2社以上）から見積書を徴した上で、選定した1社分の見積書を提出してください。

【データベース】

Q34 データベースを作成するには様々な経費が必要ですが、対象となる経費は限られているのでしょうか。

A データベースにおいて、対象となる経費は「データベースの作成に必要となる経費」であり、データベース化する対象物を、データベースに入力し、データ化するために必要となる経費となります。

このため、システムを構築するための経費や、書籍購入費、インターネット上での公開に係る経費（サーバレンタル費用等）は、上記の費用に含まれません。

Q35 謝金の積算に当たって、単価はいくらにすべきでしょうか。

A データベースの入力作業協力者への謝礼として、謝金を支払うことができます。
謝金の支払いに当たっては、謝金があくまでも役務等に対する対価として支払われるものであるという点に注意し、説明責任の果たせるような妥当な金額としてください。
学術団体等において、謝金の支払いについてのルールを定めている場合は、そのルールに従って支払っても差し支えありません。

Q36 計画調書の「競争入札に係る実施又は準備の状況」について、一般競争入札はいつまでに行う必要がありますか。

A 一般競争入札は、採択後当該事業を開始しようとする時までに行ってください。競争入札に該当しない場合も当該契約の仕様を満たすことができる複数業者から見積書を徴し、科研費の効率的な使用の観点から、最も適切となる業者を契約の相手方として選定する必要があります。

Q37 平成31年度より作成を開始するデータベースであるため、まだ利用規程を整備していないため「その他の審査資料」として提出できません。応募は可能でしょうか。

A 原則として、全ての審査資料を提出する必要がありますが、本ケースのように応募時点で未整備であるといった、やむを得ない事情により提出できない場合、その理由を必ず科研費電子申請システム上で入力してください。